

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

| 番号 | 法令名及び条項                    | 処分の概要  | 担当課名  |
|----|----------------------------|--------|-------|
| 16 | 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第26条第1項 | 製品検査命令 | 生活衛生課 |

1 法第26条第1項に基づき、製品の検査を命じる場合の審査基準は次のとおり。

次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため当該製品の検査を命じる必要があると保健所長が認めること。

- (1) 法第6条第2号又は第3号に掲げる食品又は添加物
- (2) 法第11条第1項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物
- (3) 法第11条第1項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品
- (4) 法第11条第3項に規定する食品
- (5) 法第16条に規定する器具又は容器包装
- (6) 法第18条第1項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

2 法第26条第1項による政令で定める要件及び手続は次のとおり。

- (1) 食品衛生法施行令第5条、食品衛生法施行規則第27条及び第28条に規定される要件及び手続。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。